

## 審 議 結 果

審議会等名称

神奈川県児童福祉審議会社会環境部会

開催日時

令和5年12月7日（木曜日） 14時00分から15時30分まで

開催場所

県庁新庁舎9階 議会第5会議室

出席者

樋田 大二郎 青山学院大学教授【部会長】

天野 潔 神奈川県書店商業組合事務局

新井 聡子 弁護士

小川 久仁子 神奈川県議会議員

岸 真介 神奈川県青少年指導員連絡協議会副会長

佐藤 大輔 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会施設部会 障害福祉施設協議会会員

審議経過

（樋田部会長）

それでは、ここからは私の方で会議を進めていきます。

本日は、1名の委員から欠席のご連絡がありましたので、出席委員は6名ということで、児童福祉審議会規則で定める定足数、過半数を満たしております。

本日の傍聴者希望者は、ありませんでした。

会議の公開についてですが、本審議会は「神奈川県情報公開条例第5条各号」いわゆる個人情報に該当する事項等について審議を行う場合、及び「審議会を公開することにより審議会の公正、円滑な運営に支障が生ずる場合」を除き、公開するとされています。

本部会においては、令和3年度に優良図書の推薦にあたっての個々の選考過程の部分については非公開とする整理を行いました。

本日は非公開となる内容の議題は予定されていませんので、会議全体が公開対象となりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

本日の議題については、お手元の次第にございますように、協議事項として、「重点的協議事項『コロナ禍の青少年への影響や近年の課題と今後の施策の方向性』」がございます。

また、報告事項として、「推薦優良図書の選出について」、それから「有害興行（映画）の指定について」「神奈川県青少年保護育成条例施行規則の改正について」を予定しています。

ただ今から15時30分までの予定でございますが、効率的に議事を進めてまいりたいと考えて

おりますので、委員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

まず、協議事項「重点的協議事項『コロナ禍の青少年への影響や近年の課題と今後の施策の方向性』」について、これは前回のこの会議で重点協議事項として整理された内容でございます。

事務局から資料の説明をお願いいたします。

(事務局より「資料1」及び「参考資料1」の説明)

(樋田部会長)

ありがとうございました。前回から今回までの短い期間の間にこれだけ丁寧に調べていただきありがとうございました。

かなり盛りだくさんということもあって、質問あるいは意見等出にくいと思うのですが、一巡ではなく二巡ぐらいしたいと思いますので、今の段階から思っていること、気づいたこと感じたこと等を佐藤委員の方から順番にお願いしてもよろしいでしょうか。

(佐藤委員)

今回これを見させていただきまして、適切なメディアリテラシー教育、本当にそこに尽きるなというのが私の思ったところで、普段から親子の関係がどこまで構築されているのかというところも踏まえて、やはり、普段から話し合いができたり、相談ができるとか、そういった関係性、コミュニケーションが一番大切なんじゃないのかなと思った次第です。

利用時間を決めたりとか、誹謗中傷を書かないよ、という約束事は決められると思うんですけど、それよりも親と何でも相談できる信頼関係がないと…。子どもを守っていくというところでも考えていかないといけないのかなと感じました。

(樋田部会長)

ありがとうございました。それでは岸委員お願いしてもよろしいでしょうか。

(岸委員)

10年くらい前に、急にスマホの利用率が、小中学生でドカンと増えて、そのとき我々青少年支援者サイドでも、なんとかしなければ、色んな研修を受けて、親と子どもの関係の仕組みを作ったり、あるいはもっと対話して行って、親も使用を控えましょうといった議論があった。

ただ、現状を見ると、例えばSNS、スマホ一つ取ってみても、なくてはならないというか、もう身から離せないひとつのツールになっていて、これを今更いろんな形で、止めるのは難しい。

日本は法治国家で、上から強制的に情報を統制するということはできないので、そう考えると、最後の結論に、「SNSに係るリテラシーを高めるとともに、闇バイト云々、被害事例も含めて、青少年自身が情報の危険性を察知し、自衛できるような効果的な発信を進めていく」、これって確かにその通りだと思いますけど、なかなかこういう自由な世界では難しいのかなと思っています。

一つ僕が思うのは、例えばSNSを発信する側、例えばLINEやXなどがあるんですけど、もし、法律上できれば、例えば児童がSNSとかこういう情報に関して被害を受けたとき、あるいは受けそうなときに、そのサイトに莫大な損害賠償とか罰金を科すっていう形の、そういう法改正をし

ていかないと、被害も減らないのではないか。

我々は、経済活動で動いているから、損すると思えばしなくなるわけですよ。今日も弁護士の先生がお見えになってますけど、そういう部分の強制力、確かに性犯罪の罰金を多くするとか懲役を多くするっていうのも大切なんだけど、元のところにやっぱりこう、ガバっと、「これをやったら損、我々儲からないじゃないか」と思わせるような、何かできないのかなというのはいちよっと感じている次第です。

もうこの流れを止めることはできないと、リテラシーくらいで収まればいいのだけど、どうかなと思う。薬物の話もあるし、今怖い薬物がどんどん増えて、アメリカで若者が7万人も死んでしまうような薬物みたいなのがでてきてるみたいですよ。そういうのを考えるとやっぱり、やる方も「儲からないな」と思うような考え方も必要なのかなとは今思っています。以上です。

(樋田部会長)

ありがとうございました。それでは小川委員お願いします

(小川委員)

8ページの2番目、「現行の取組」って書いてあるんですけども、これはいつから始めたんでしょうか。チラシを。

(事務局)

確認してお伝えします。

(小川委員)

その効果について疑問だから伺ってるんだけれども、みんなスマホ、SNSで被害に遭った人ばかりでしょう、生徒さん、子どもたちって。

それに対して警鐘を鳴らすならば、SNSを使うのが一番効果的だと思うんですよね。神奈川県だって、色んな形でSNS、LINEなどを使って相談業務とかいろいろやってるじゃないですか。私学に通うお子さんに対する授業料の補助金についてのチラシも全中学校で配ってるんだけれども、親の手元に届いてるのがどのくらいなのかというのが不明なんです。だから親御さんは知らないっていう例がたくさんあるんですね。

そういう意味において、どのくらい前からやっていて、それが効果が出ているのかどうかっていうことを検証をして、違う方法も考えなきゃまずいだろうと思うし、こういう被害がたくさんでている、大人も被害に遭っているっていう状況の中で神奈川県は出会い系サイトを推奨してやってるんですよね。

(青少年課長)

マッチングアプリの適正利用の推奨です。

(小川委員)

出会い系サイトの的なものでしょう。結婚できない人に対して。私たちは、そんなことやってい

いのって立場で物を言う年代と、若い人はそういうことで結婚できる人も多いからいいんじゃないかっていう分断された意見をもっているわけだけれども。

SNS は本当にまだコントロールされてないし、できないような時代になっちゃってるし、これからもどんどんそうなるっていく。それに対してどういう風に対応をするのか、子どもたちを守っていくのか大きな課題だと思いますが、一つ一つ皆様の意見を聞きながらできるところからやっていく、取り組んでいくことが必要だと思っています。

チラシの対応がどのくらい効果があるのかってことをまずおっしゃっていただきたい。

(樋田部会長)

まず一通りまわってから、またお願いしたいと思います。それでは新井委員お願いします。

(新井委員)

前回、改正刑法から零れ落ちてしまう 16 歳 17 歳について他の自治体はどうですかという質問をさせていただいたのは私なんですけれども、今日までにお調べいただいてありがとうございます。

調べていただいた通りだと思うんですけれども、まだ改正刑法は始まったばかりで、自治体がそれに上乗せして 16 歳 17 歳という規制をかけてるとは私も思っていないんですけど、今後の被害の実態だとか、16 歳未満でこの改正刑法が施行されてどのくらい被害があるのかとか、被害の実態がこれからわかってくるといいますので、そうするとおのずと 16 歳 17 歳についての必要性というものが出てくるようであれば、やはり県としても考える必要が出てくる可能性もあると思うので、今後もそのあたりの注視はしていく必要があるという風には感じております。

今回おまとめいただいたコロナ禍の SNS の利用実態、かなり詳細に調べていただいて、私も初めて知ることが多くてとても参考になりました。特に男女差のスマートフォンの内容の違いというのが、確かにこう見るとその通りだなと思うところがあります。

私が仕事上で関係してる機関などでよく聞きますのが、やはり女の子が SNS で犯罪被害に巻き込まれるというのは本当に例がたくさんありまして、ここにも書いていただいているようなグルーミングですとかアイドル活動とか、性被害にあうケースというのはもちろん多いんですけれども、それだけではなくて…ここに書いていただいているのは、悪い大人が子どもを騙して被害に遭わせるという構図だと思うんですけれども、最近私がよく聞きますのは、かなり若年の小学校高学年とか中学生くらいの女の子が、自分の方から SNS で発信して売春を持ち掛けて、お小遣い目的で、びっくりするような若年の女の子が、自分から発信してそういうことをしたりするケースも聞いています。

改正刑法のわいせつ目的での面会要求罪というのは不当な方法を用いてという要件ですので、子どもの方から積極的にどうですかという風に SNS など発信したときにはそれには当たらないんですよ。その子ども自身は、売春をしても犯罪にも触法少年にも当たらないんですよ、犯罪構成要件に当たらないので。

結局そこを発見した大人が、強制的なことを何もできない。児童相談所に相談が入って一時保護するとか性的な教育をするとかいう対応はするんですけれども、その子ども自身が自分が被害に遭っていると感じてない場合には、なかなか対応が難しいなと感じるところはあります。

それから SNS でお話をする、「何分でいくらの課金でお話できます」と女子高生が広く募ってお小遣い稼ぎをするっていうのもあるようですので、悪い大人が子どもに被害をもたらすというだけではなくて、子ども側がそこを利用して、私からすると自分を犠牲にしながら小遣い稼ぎをするために SNS を利用しているというケースもありますので、そういったこともどういう風に防いでいったらいいのかというのは、特効薬がある話ではないので、先ほど佐藤委員がおっしゃったような家庭の力ですとか、地域の力ですとか、根本的な人間としての力を養っていくしかないのかなと感じているところです。

先ほど岸委員がおっしゃった、サイトに罰金をとってお話については、おそらく SNS やインターネットを通じて闇バイトの募集をするとか性犯罪に巻き込むとかという行為そのものは刑法には当たってると思うので、その手段が SNS、インターネットであるということだけで刑罰を科すというのは今の刑法上はおそらくなかなか難しいのかなとは思うんですね。

ただ、そもそも闇バイトを募集すること自体、そういう犯罪行為をさせること自体が犯罪なので、そこで刑法上の規制はすでにかかっていると思うんですけども、そういう手段を用いたことで罰金というところは今のところないので、そこは、もしかけるのであれば、そうですね、そういう世論が高まって刑法が改正されるなり新しく刑罰、法令ができない限りはなかなか難しいとは思っています。以上です。

(岸委員)

そうですね。そうだと思います。

(樋田部会長)

ありがとうございました。それでは天野委員お願いします。

(天野委員)

私は街で本屋をやっていて、今このスマートフォンとか SNS とかそういうものの規制ができないというよりも、現場の店、夜の街っていうのはホストクラブのキャッチだとかがいっぱいいるんですよ。スマートフォンは家庭によって親がやってはいけないとか言えるけど、現実私が見ているのは、ホストのキャッチが相手の女の子が未成年であろうと何であろうと皆声をかけていくんですよ。

それで女の子も結構話を聞いているんですよ。そのまま素通りして何も話なんか聞かずに素通りすればいいのに、3人に1人かなんかは確実に話を聞いている。大体キャッチが出てくるのが夜の7時以降、うちの前はもう周りにホストクラブとかキャバクラとかがいっぱいあるもので、こっちの規制はできないかもしれないんですけど、そっちの方の規制ってのは、まだ目に見える規制だからやろうと思えばできると思うんですけどね、機械上じゃないから。

いわゆる警察の取り締まりや、街のなんとかグループで見回りをしたり掃除をしたりしてるんですけど、なかなかイタチごっこで全然消えないんですよ。だからほんとに規制ができるものから少しずつでもやっていくべきではないのかなと私はつくづく感じるんです。店の前の状況を考えると。

だから、今さっき言ったように、親御さんが、親子の会話があって、スマホの時間を少なくする

とか。先日の新聞にも載ってたんですけどね、コロナ禍になって子どもたちの授業でもタブレットや端末を使うのが増えてきて、子どもの視力ってのは1.0未満が過去最多になってきて。

調査の結果によると裸眼の視力が小学生では37.88%、中学生では61.23%、高校生では71.56%っていう。どんどん、コロナ禍で授業で端末を使う、家に帰ってきたらスマートフォンを使うと。目の視力をいかにして止めるかって言っても、政府が授業をタブレットでやるのを推進している以上、なかなかどうやったら目の視力と子どもたちへの影響をとめていかななくてはいけない、というのを、全然話がかわってしまいますけど、難しいのかなと思っています。

先ほどの問題は、私はスマートフォンの規制とかSNSの中身が全然わからないことよりも、目の前でできることを一つずつ片付けていったほうがいいのかと感じています。以上です。

(樋田部会長)

ありがとうございました。

コロナの何年間かが終わってみて、本当に新しい事態が起きていて、どう対応していいのかというのがとても難しい状況となっているなど、今、議論の中で感じているところです。

後ほどもう一度皆さんの方から何かあればお伺いしたいのですが、本当にいろんなことが出てきていて、これだけ議論ができたのは、うまくまとめていただいていたことの成果だと思うんですけども、最初にいくつか整理・確認をしていきたいんですけども、現状について、今話題に出てきたのは、SNSというツールの問題。それから、それだけではなくて、対面で、街頭で誘ったりしているケースもまだたくさんありそうだしということも出てきていると思います。

これらに対して、私たちの部会では、有害サイトの規制にはこれまでも取り組んできていて、それがどのくらいの効果があったのか、検証が必要ですけどもありません。

それからSNSの使い方に関連しては、啓発活動もかなりやってきたんだろうと思います。それについてどのような効果があったかということ、やはり一度検証するというのが必要だろうと思っています。

それに加えて、思ったんですけども、昔の、表現が難しいのですが、悪い子たちの集まり、非行少年たちの集まりという言い方が正しいのかもしれませんが、そういう場合は、先輩が後輩に対して、ここから先のことはやばいぞとか、ここから先はやってはいけないぞという、家族とか学校、地域だけじゃなくて、子どもたち若者たちの集団の中で年長者が若い人にこれはいけないとか指導できていたと思うんですけども、今話題の中に出てこなかったことからわかるように、今かなり子どもたちが孤立していて、そのこと自体がこういった犯罪に巻き込まれる原因になっているのかなと感じました。

なので、これは小川委員の中で、SNSを使う犯罪に対してはSNSの中で問いかけるというアイデアがあったと思うんですけども、私たちがこれまで思っていたのとは違う場所に対して、啓発活動を行っていくこともあるのかなと感じております。

私の方からはその程度にしておきますが、先ほど最初に発言していただいて、まだこんなこと思い出したということがあるかもしれません。

佐藤委員いかがでしょうか。付け加えること、質問すること等ありますでしょうか。

(佐藤委員)

多様化してきているこの現状が、本当に良いことと悪いことがわからなくなってきてしまう現状も、わからなくはないっていうのもあるんです。

それに手を付けることによって、そこにこう、道に入ってしまうところも無きにしも非ずで。そうなるとうなっちゃうんだということ、そこで気づいてしまうとかということがあるんだなと思うと、難しいなと思ってしまうというか。理解ってわけではないんですけど、良し悪しっていうところをもっと両方ともに伝えていくことができるのかなというのは、大人として考えるべきなんじゃないのかなと、親としてもそうですけど、思ったりはしました。

(樋田部会長)

岸委員はいかがでしょう

(岸委員)

有害図書に関しては20年以上前からそういう議論がでてきたときに、皆さんもやられたと思うんですけど青少年指導員も、街中のコンビニさんとかですね、当時10年以上前は有害図書を堂々と売っている本屋さんたくさんありましたので、その辺の実態調査を毎年やらせていただきました。

その結果、最近ほとんどコンビニさんでも有害図書と言われる本を実際置いてないけれども、成人図書は区分けをして置いているし、コンビニだけでなくドラッグストアも含めて、そういう区分けをしてもらっている。

あと、実際問題、今、有害図書とかビデオを売ってるお店って神奈川県内ほとんどなくなっている現状です。そういう意味では淘汰されてきたのかなと思いつつ、逆に、今日 SNS 上には、まさに目を背けるほどのかなりハードなというか、強烈な動画がいとも簡単にスマートフォンでも見れるし、パソコンでも、まさに我々が調査した有害図書みたいな、そんなに甘っちょろいことでない、ものすごい動画が今氾濫してしまっているっていう現状があります。

物理的、アナログ的なものは無くなったけれども、そういう動画が大人でも子どもでも簡単に見れてしまう、そういう問題はあって。その辺の議論は、発信するサイトの問題もあるんだけど、なかなか議論にならない、みんな知ってて言わないという感じになっていて。

実際そんな動画が氾濫している状態になっているので、これからそういう部分も考えていかなきゃいけないのかなというのは最近思っています。

(樋田部会長)

ありがとうございました。小川委員はいかがでしょう

(小川委員)

困難を抱えた女性を支援する支援法っていうのが昨年制定されたのですが、それを一生懸命に神奈川県初で制定するように働きかけた立場なんですね。その困難をかかえた女性っていうのの派生というか、芽が、こういう SNS の女性、女子が非常に発信していると。買春みたいなものを発信しているというお話もありましたけれども、これ数字を見ているとそういうものの芽があるんですね。

女の子、女性が性犯罪のターゲットになるのは昔からあることなんだけれども、今は男性もそういうターゲットになっていて、男女ともにそういう負の記憶を持たないようにしてあげることが私たち大人の役割なんじゃないかなと思って色んな活動をしてきてるんですけど。

7ページにも「若年女性の性暴力被害等に関するインターネット調査」という驚くべき数字が出ていましたので、こういうことも含めて、なんとか、売春防止法っていう名前がもう死語になってしまっていて、弁護士さんにもその話をしたら、「僕その法律があるの知らない」と言われたことがあってびっくりしたんですけど、今こそそういう法律を、もうちょっと今の若い人にあわせて変えていくとか、現状に合わせて変えていくべきなのかなと。

女性、男性が、性をもっと大事にするような、そういう教育とか啓発とかそういうのが大事なかなって最近は思ってるんですけど、なかなか時代の速さに追いついていかれなくて、私自身も効果的な発言ができないままですけれど、こういう今日数字で出していただいたような現状を含めて、もっと自分を大事にしてもらいたいっていう、そういうことを若い人たちに言いたいし、若い人たちの心の傷をつくらないように、大人もそれぞれが自覚してもらいたいなって、そういう思いがすごくあるので、そういう風にしていくにはどうしたらいいのかという具体的な議論がいたるところで深めていただければありがたいなって思っております。以上です。

(樋田部会長)

それでは新井委員をお願いします。

(新井委員)

私も、今の小川委員の発言はもっともだなと思ってお聞きしてまして、子どもが SNS で自分を売るようなことをした場合に、それを大人がだめだと怒ったりすることはもちろん簡単なんですけれども、そうなるのは、根本的に彼女の中に自己肯定感の低さですとか、大事にされていないという思いがあって、それがそういう形で発露しているだけなんだということを大人の側が認識して、根本的に、今から何ができるのかってことを考えていく必要があるなと私も常々思っております。

資料を拝見していて、思ったことなんですけど、まとめていただいた8ページの最後に、「学校などと連携を行って、SNS に関するリテラシーを高めるとともに、闇バイトなどの被害事例も含めて効果的な発信を進めていく。」というのは、やはり地道な活動として必要なことであることは間違いないと思うんですね。

それがどういう形になれば、ものすごくヒットするかということにはわかりませんが、このチラシも、私も自分の子どもを通じて何度も見たことがあるんですが、子どもが持って帰ったときに話をする機会にはなりますし、「自画撮りなんて絶対ダメだよ」と話をしたところ「そんなのもう学校で何度も聞いてるからよく知ってるよ」と言うんですね。

神奈川県公式 YouTube でも「自画撮り被害に気を付けて」とかいう動画なども作っておられるようなので、数年前まで自画撮りなんていう言葉はあまり知られてなかったと思うんですけど、ここは、地道な学校の協力とかもあって、「そんなの当たり前だよ、知ってるよ」と子どもが言うぐらいに浸透しているというのは、一つの大きな成果だと私は個人的にも感じていますので、今回の闇バイトとかモデルアイドル活動というのも、ここまできちんとまとめていただく

までは、ぼんやりとニュース等を通じてそういうこともあるんだろうな、ぐらいに思っていたものを、子どもにも、こういう風な発信だとか、連絡をするということが、こういう被害の入り口に立っている、ということを感じさせるためには、やはり地道に、「うるさい」と言われつつも発信して、「あなたが今置かれている状況は、もしかしたら犯罪被害の入り口かもしれないよ」ということを発信していくことは、これからも必要なのかなとは思いますが。

こういう風に YouTube で動画を作っていただくのも一つだと思いますし、学校でそういう動画を見せていただくだとか、小さなことの積み重ねというのは、引き続きその都度都度、色んな犯罪被害の類型が出てくると思っていますので、そこはあきらめずにやっていくことというのは必要なのかなという風には思っております。以上です。

(樋田部会長)

ありがとうございます。天野委員お願いします。

(天野委員)

ちょっと理解ができないところがあるんですけど、家庭で子どもに教えないことを学校の先生に求めすぎているのではないかなと思って。学校の先生も授業やデジタルやいろんなことを勉強しなきゃいけない。放課後に小学校のグラウンドで先生と生徒が遊んでる姿なんて最近一切見たことがない。我々の時代は余裕があったかどうかかわからないですけど、ずっと学校が終わる時間まで遊んでいた。

今、学校の先生がとにかく忙しすぎて、例えばこういうものを学校の先生に押し付けるとか、それはもう学校の先生に無理が来てると思うんですよね。何でも学校学校と。

だから本当に先生に求めるのは少しずつ控えていかないと、先生の方が今、結構精神的にノイローゼになってる方が結構多いので、ちょっとあまりにも求めすぎなのかなって、今話を聞いて感じたんですよね。

それと今、若い人と色んなことをしゃべるとやっぱり、いわゆる部活動をやっている生徒は上下関係も結構きっちりしてるんですけども、帰宅部という人と話をすると、たいがいお友達がいらないんですよね。お友達がいらないから結局こういう SNS とかそういうので友達を求めに行くのかなと思って、そういう話をしていると全然コミュニケーションがとれない人が多いんですよね。普段の友達との会話がなくて、いわゆるそういう独り者がなんかあったときにその自分の気持ちを伝える人間が周りに誰もいないと、そういうところにどんどん入り込んでいくのかなと、自分はそういう風を感じています。以上です。

(樋田部会長)

ありがとうございました。SNS とかデジタルの不思議なところは、SNS とかデジタルを介在させてしまうと普通だったら「それ危ないだろう」とか「怖いだろう」ということでも「みんなやってるのかな」とか、あるいは「やってもいいのかな」といった形でどんどん入り込んでしまうというところがある。

もう少しその実態を何らかの形で、また既にたくさん調べてもらってますけれども、SNS とかデジタルが介在すると、なぜこんなことが起きてしまうのかという部分、それから小川委員の方か

らありましたけれども、これまでいろんなことをやってきたけども、それらの対策がどういう部分で効果があって、どういう部分ではこれからの状況には少し効果が薄いのかといったことを、もう少し議論していけたらいいなと思うんですけども、幹事の皆さまからはみんなの話を聞いて何か意見とか質問とかありますでしょうか。

(青少年課長)

先ほど小川委員から御質問いただいた件について現状把握している部分だけお答えいたします。現行のチラシ、変遷はあるんですが基本的にこういった形で保護者の方にお送りしたのは平成 22 年からであります。それで、平成 24 年から小学校一年生、中学校一年生の保護者向けのチラシの配布というのを続けております。新学年の節目にスマホを買い与える。特に中学校一年生になったところでスマホを買い与えるような親御さんが多いということも鑑みまして、そういった形でやらせていただいております。

先ほど小川委員から SNS 等での発信が必要ではないかというお話もいただきまして、それも全くおっしゃる通りかと思えます。一方で SNS の世界ですと皆さんご存じの通り、行政のアカウントって割と空気みたいな扱いを受けていて、なかなかそこでの発信力が若干弱いというところもあるかなと思えますが、そこは一つの事業として例えばインフルエンサーを活用したり、そこに限らず、何かしらもっと効果的な啓発というものを常に模索するべきという風にとのご指摘かと思えますので、そういった形で何かしらできないかというのを検討していきたいと思っております。

効果測定ということに関しましては、現状県内の小学校一年生、中学校一年生のすべてに配っているというところで、そこからさらに先ほど親御さんに伝わっていないような事例もあるというお話をいただきましたので、そういった意味での効果検証っていうところを、何かほかの手段でできないかということも検討したいと思えます。

(樋田部会長)

他の方がいかがでしょう。

(県警少年育成課長)

委員長以下委員のお話を聞いていて、全くその通りというか本当に SNS というのは今若者、私たちがそうですけど、なかなか切ることはできませんので、佐藤委員も言われたように、これが良い使い方なのか悪い使い方なのかわからない。例えば昔は、悪い意味でもいい意味でも先輩後輩がいて、「こういうことはダメなんだよ」とか「いいことだよ」とかそういうのを教え合ってたんですけど、今、天野委員が言ったように路上で先生と遊んでる人もいないし、友達同士遊んでる人もいないと。それで友達がいない帰宅部は家にいて、SNS が友達だという状態の中で、なかなかこの SNS を禁止する、性犯罪とか福祉犯罪というのは非常に難しい問題です。

それで SNS で、例えば大麻、全国的にも大麻事件で検挙された人の七割が 20 代以下ということで、中高生も含まれているという状況です。これも SNS で、大麻は安全なんだとか、合法だから大丈夫だ、それから依存性がないと、そういう悪影響はないんだよっていうことで、興味本位でやっている。闇バイトもそうですよね。

そんな形で、SNS に対する親子のメディアリテラシーをどういう風にしたらいいかということで、警察としては地道に前回もお話しましたように非行防止教室とか、学校の先生方とも協議会も通じて、非行防止教室で子どもたちと親に使い方とか危ない具体的な話をしてやるとか、先生方とは情報共有をしていろいろな事例とか用いながら対策会議を開く。警察としてできることを粛々と、関係機関としてやるしかないかなと、なかなか結論が出ないんですけど、これからも粛々とやれることを一生懸命やっていきます。

(樋田部会長)

ありがとうございます。

(子ども家庭課長)

児童相談所を所管させていただいている部署ですけれども、児童相談所では様々な相談を受けている中で、皆さんご案内の通り児童虐待相談がずっと増えているという話をご存じだと思いますが、実は児童虐待でカウントしている相談の中には、昔だったら例えば非行でとったり、非行相談でカウントしたり、引きこもりなど、色んな形で取っていたものが、時代の流れの中で、さっきも話がでてましたけれども、そのお子さんの背景にやっぱり家庭環境にいろいろ課題があってその中に虐待、あるいは不適切な養育みたいなどころがある、というというのがほとんどといってもいいくらい、そういった状況があります。

今そういったところに焦点を当てて、大体そういう事案は、非行傾向があったりいろんな特徴、お子さんが見せる特徴があったとしても、その背景を踏まえて、虐待相談というカテゴリーで取っている。そういったことが段々強くなって、児童虐待相談件数が押し上がっていくという背景があります。

また、いろいろな SNS を使ったりして、児童相談所で、例えば家出少年・少女そういったお子さんの一時保護、例えば警察で保護されてくるお子さんも、今は SNS を通じて北海道から沖縄まで、いろんなところから全然つながりのない、例えば成人だったりとか、あるいは同じくらいの年のお子さんのところに家出とかポーンと来て、そこでしばらく居て、帰るところがない。結局その子たちは家で身の置き場がないとかそういった状況があるんですけども、それが昔だったらすぐ隣町にいくとか大体エリアがそんなに広くなかったんですけども、それが全国範囲でポーンと行っちゃって、神奈川県内で保護されればその児童相談所に一時保護されるわけなんですけど、そうすると預かってでも地元にお子さんを返さなきゃいけない。そういった事案がすごく増えているような状況で、まさに今子どもは孤立して関係が希薄になってるがゆえに、行動範囲について、全国的な広がりが出ているような、そういった特徴があります。

解決策としてもなかなかこれということはないですけども、そういったものに対しても児童相談所も、根本はやっぱり家庭環境だったり、子どもさんの自己肯定感、そういったところに焦点を当てながら、そこに向けての関わりをやってきたのは昔も今も実は変わらないんですけども、使う手段とかやり方、そこに合わせた支援の仕方というものも研究していかないといけないなと思っているところです。以上です。

(樋田部会長)

はい。印象ですけども、論点が絞られてきているとはまだ感じられないので、もう少し問題をしっかりと把握して、そしていくつかこんな対応策があるんじゃないの、というようなご提案があったかと思いますので、その対応策に関してもいろいろと検討していければなという風に思います。

もうしばらくこの問題しっかりと議論できればと思いますので、幹事の方からもまた頑張って調べてくださいね、ということで申し訳ないんですけども、よろしくお願いします。

それでは次の議題、報告事項推薦優良図書の推薦についてに移りたいと思います。事務局から資料の説明をお願いします。

(事務局より 2-1、2-2、2-3 を説明)

(樋田部会長)

ありがとうございました。この報告にありました事項に関しまして、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

(岸委員)

前回、児童福祉審議会の審査、推薦について参加させていただいたんですけども、過去を見ると、ほとんど県立図書館による予備調査を経て出たものに関しては、ほとんど100%通っているというようなことですね。そういう理解でよろしいんですね。

(青少年課長)

予備調査として応募のあったものを…。

(岸委員)

予備調査の段階で少し選定をされているということですか。

(青少年課長)

いえ。応募のあったものをですね、先に読んでもらうというか予備調査を図書館に依頼しているところでもありますので、それ自体は何か皆さんの審査に影響を及ぼすということではないです。資料としてはご提供しますが。

(岸委員)

そうですね。出たものは今の感じだと過去3年ほとんど認められたというようなことですね。厚生労働省の推薦図書は除くって原則はあったから、そういうことでの理解でよろしいんですね。

(青少年課長)

そうですね。ごめんなさい、ちょっと理解していないかもしれませんが、あくまで予備調査として公募されたものを調査した上でその資料を含めて皆さんに御審査していただくという趣旨です。

(岸委員)

なるほど。

(樋田部会長)

私の記憶では、ふさわしくないということで推薦しなかったことも毎年そういうものがあつたと思いますし、あと年齢段階に関して、この年齢段階というのはふさわしくないかもしれないということで変更するというようなこともありましたので、ここでの審査というのが、かなり重要な審査になると思います。

以上でよろしいでしょうか。ありがとうございました。

次に有害興行の指定について事務局から説明をお願いします。

(事務局より資料3の説明)

(樋田部会長)

はい。この報告事項についてご質問等ございますでしょうか。それでは次に進みたいと思います。神奈川県青少年保護育成条例施行規則の改正について事務局から説明をお願いします。

(事務局より資料4の説明)

(樋田部会長)

この報告事項についてご質問等ございますでしょうか。天野委員、今の報告でよかったですでしょうか。

(天野委員)

ええ。ただ本当に、こういう雑誌はいわゆる街の小さな昔からの本屋さんしかないのですよね。今、大型店とか駅とかショッピングセンターには一切こういうのを置いてはいけないということになってるし、コンビニでも2、3年前から一切ダメになっているし。

ただ、逆に言うとこの辺の版元さんがどうやって売ってるのかなと思って。街で小さな本屋さんっていうのは、どんどん書店の数が減ってる中、こういう有害図書を置くところが自分たちの出版社のホームページで直に取引してるのが大半になってきているのですよね、置いてくれるところがないということで。

いわゆる昔だったらそういう有害図書で自動販売機もあった時代ですから、こういうところの版元さんも置くところがなくて非常に困っている。大手の出版社ですから、変な抜け道で未成年なんかには売ることはまずありえないとは思いますが、たぶんそれなりにホームページで年齢とかそういうのを確認しながら、これからもやっていくと思います。

それからもう一つだけ付け加えたいのは、いわゆる成人コミック、男の人の読む本は成人コミックのマークがついて、18歳未満には売ってはいけませんと、これと同じように封帯を付けた中で置いてあるんですけども、女性向けのボーイズラブっていうんですか、男同士の漫画にはそ

ういう 18 歳未満の規制がかかっていないんですよ。

ただ中を見ると、男同士の結構きわどいコミックが、いわゆる成人コミックにしてしまうと女の人は入れないからそういうマークもないし、女性の一般のコミックと同じ棚の陳列のところに置くようになっちゃっているんですよ。だからそういうものはどうなるのかな、中を見たら結構 18 歳未満はダメだっていうのと同じような感じの結構きわどいものも、出回ってきているのは確かですね。以上です。

(樋田部会長)

ありがとうございます。以上で予定した議題は終了しましたが他に何かあればどうぞご発言をお願いします。大丈夫でしょうか。

(岸委員)

一点だけちょっと。さっき小川委員からもあったんですけども、7 ページの内閣府インターネット調査があるんですけど、これって本当に驚くべき結果、僕も図を見て本当かなと思ったんですけども。2 万人調査して 2,500 人 12% の女性がある意味勧誘に応じちゃったってことなんですけれども、これって本当なんですか？と、ちょっと驚くべき感じなんですけど

(小川委員)

数としてかなり大きい。

(岸委員)

多いですよ、すごいですよね。

(小川委員)

2 万人アンケートってなかなか。

(岸委員)

これは内閣府の調査だから、その通りなんですよ。

(事務局)

インターネットで調べさせていただいたんですが、内閣府の委託調査という形でアップされてまして、何人に一人という内容も含めて、調査結果から抜き出す形で記載をさせていただいたところです。

(岸委員)

わかりました。数はちょっと驚きました。

(小川委員)

実態に近いんじゃないですかね。

(岸委員)

実態ですかね。

(小川委員)

だから恐ろしい。この、理由が「断つてもしつこく要求され、とにかくこの状況を終わりにしたいと思ったから」という理由に書いてあることが、そういう風に思うってこと自体が、なんか子どもと言えないというか。まあ39歳までだからかなり真実味があるって言うのかしら、こういう理由で断れなかったって、なんかショックって言うか。純じゃないなって感じて大人だなど感じて、これ何とかしないとイケないなって思ってしまったので、ショックだったんですけど。

(天野委員)

私はその4番の違法薬物のところで、前から考えていたんですけども、昔はいわゆる暴力団っていうのがあって、その下部組織があって、若者の、暴走族がいっぱいあった時代には、暴力団がそこに行ってチョイスしていくんですよ、若者を。

今はもう、いわゆる暴走族は若者にとっては恥ずかしい、チームでバンバン音鳴らしながら走るってのはみっともないってことで、いわゆる半グレじゃないんですけど、だから暴力団も結局年齢が高くなって、今60以上の人が大部分なんですよ。

昔はこういうドラッグとかそういうのって、そういうような事務所を漁れば出てくるというように、簡単に見つかってたんですけどね。今はそういう下部組織がなくなってきているから、どんどん分からない、一般の若者、ごく普通の人が、販売とかそういうのに手を貸してるのかなと思って。

昔は簡単に暴力団の事務所を探した方がいいって言うけど、今暴力団は本当にもう若者が集まらない時代で、暴走族からチョイスできなくなった。みんな年寄りばかりしかいないんですよ。だからそういうので、ましてや何かあると暴力団ってのは組自体全部が潰されちゃまずし、だから今いわゆるごく一般の、見た目ではわからない人たちがそういうのの販売に手を染めてるっていうのは、昔は見た目ですぐわかったんですけど、そういう時代になってきて余計大変なのかなと、すみませんそういうことです。

(樋田部会長)

この問題は本当に深くて、広がっていて、何をどう考えたらいいのか、本当に昭和の人にはよくわからないですよ。

(天野委員)

前ですと街歩いてたら怖い人だなんて歩き方とかで分かったんですけどね、今は普通に歩いている人の方が、何持ってるか、怖くて逆に。

(樋田部会長)

はい。それでは、よろしいでしょうか。次回の日程についてお願いいたします。

(事務局)

次回第3回部会の日程につきましては1月25日の14時から16時までこちらの会場にて予定をしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

先日、12月1日の日にメールで一度、日にちだけご連絡を差し上げました。また改めて通知をさせていただきます。

(樋田部会長)

はい。わかりました。それでは、これで本日の神奈川県児童福祉審議会社会環境部会を終了します。長時間にわたる御協議大変お疲れ様でした。

以上